

令和4年度高齢者医療制度円滑運営事業公募要綱
(予防・健康づくり大規模実証事業内特定健診・保健指導の効果的な実施方法
に係る実証事業分)

この公募は事業実施期間を十分確保するため、令和4年度政府予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での令和4年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることを御承知おきください。

1. 目的

特定健診・保健指導（以下、「特定健診等」という。）は、施行から10年が経過し、その実施率には依然として目標値との乖離がみられるものの、特定健診等の実施率は着実に向上し、医療保険者（以下、「保険者」という。）ごとに様々な取組が進んでいる。このような背景のもと、保険者において、より健康増進効果が見込まれる特定健診等の取組を促進させる必要がある。また、予防・健康づくりに関する取組を進めるうえでは、エビデンスに基づく政策を促進することが重要であるため、特定健診等の実施に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行い、その結果を踏まえて保険者等に対して適切な特定健診等の実施を促す必要がある。

予防・健康づくり大規模実証事業のうち、特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業は、保険者の創意工夫によって行われる特定健診等の取組とデータ収集・検証を通じて、特定健診等を効果的に実施するために必要となるエビデンスを確認・蓄積することを目的とする。

2. 概要

特定健診の受診状況、特定健診後の医療機関への受診状況や保健指導の実施状況を通して、対象者の健康状態にどのような効果があるかを検証する。

本事業では、保険者による特定健診等の効果の検証を対象とした、データ収集等の取組にかかる費用に対して、国が財政的支援を行うものとする。

3. 補助対象事業

(1) 実施主体（応募主体）

保険者（市町村、国民健康保険組合、健康保険組合等）

※コンソーシアム形式による申請も可能とするが、その場合は代表となる保険者を定めてその者が応募すること。

（２）事業内容

ア．次の全ての要件を満たす事業であること。

（ア） 特定健診等の実施とその効果について、科学的な検証に適したデータを収集し検証できる取組であること。事業終了後、結果について適正に検証・評価を行い報告できるものであること。

（イ） 事業の内容として、①特定健診の効果を検証する事業（検証の対象となる医療保険加入者の特定健診の受診状況（受診者・未受診者等）と健康アウトカム（※）について既存のレセプトデータ等を活用して検証を行う事業）、②特定健診後の医療機関への受診の効果を検証する事業（特定健診の結果、高血圧や糖尿病等のリスクが高いとされた者を医療機関の受診につなげることによって健康アウトカムが改善するかどうかを検証する事業）、③保健指導の実施効果を検証する事業（特定健診の受診の結果、保健指導の対象者となった者に対して行われる保健指導の健康アウトカムの改善効果を検証する事業）、の少なくとも一つの事業を含むものであること。

※健康アウトカム：入院状況や疾患管理状況をはじめとした健康と関連した指標。妥当性・信頼性に優れているものが望ましい。

（ウ） （イ）の検証事業の実施にあたっては、検証の対象となる取組（例えば、受診勧奨の方法の工夫とその効果の検証、保健指導の運用の改善（モデル実施や初回面談の分割実施の導入など）とその効果の検証、保健指導の内容と対象者の行動変容との関係の検証）の内容を事業計画書に具体的に記載すること。

（エ） （イ）の検証事業の実施にあたっては、検証の効果を客観的に判断するための指標を事業計画に具体的に示すこと。

（オ） （イ）の事業の検証事業の実施にあたっては、対象者の行動等に測定が困難な交絡因子が存在する可能性があることを踏まえて、統計学的正確性が保たれた検証方法を実施することができるものであること。

（カ） 事業を遂行するにあたっては、大学等の研究機関と連携して行う

こと。

(キ) 実績報告書の提出にあたり、本事業で得られたデータをまとめた報告書を作成し、添付することが可能であること。

(ク) 営利を目的としない事業であること。

イ. 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

(ア) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する場合。

(イ) 財務諸表等の会計書類から団体の経営状況に深刻な問題があると判断される場合。

(3) 実施期間

事業計画が複数年度にわたる事業の場合には、事業全体の計画と年次計画との関係がわかるように計画を作成すること。

4. 対象経費等

経費の補助については、別に定める「令和4年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱（予防・健康づくり大規模実証事業内特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業分）（以下、「交付要綱」とする。）」に基づいて行われるものである。なお、予算の範囲内で国庫補助が行なわれるものであり、補助額は計画所要額を下回ることがあるので留意すること。補助の対象となるのは令和4年度の事業に要する経費であり、翌年度以降の事業に要する経費は補助の対象とならないことに留意すること。

今回の事業計画の作成に当たっては、以下のとおりである。

(1) 補助率

定額

(2) 対象経費等

対象経費（人件費、旅費、消耗品費、諸謝金、会場等借料、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、委託費）は、本事業への採択が決定した日または令和4年4月1日のいずれか遅い日から令和5年3月末日までの間に支出されたもののうち、厚生労働省が必要と認めたものとする。

5. 留意事項

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (2) コンソーシアム形式については複数の保険者のみならず、保険者と特定健診実施機関、保健指導実施機関等との形式でも可能とする。
- (3) 事業内容に即した所要額見積もりであること。
- (4) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- (5) 事業を実施する者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (6) 本事業の補助の対象となるのは、特定健診等の実施とその効果について科学的な検証に適したデータを収集し検証する取組であることから、特定健診等の実施に直接必要となる経費は補助の対象としない。
- (7) 本事業は、厚生労働省と経済産業省が行う「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」（以下、「大規模実証事業」という。）の一環として行われる。本事業に応募しようとする保険者は、事業計画の内容を有識者会議（※）と協議しその承認に基づいて事業を遂行するため、あらかじめ事業計画に修正・変更がありうることについて承諾すること。また、事業の遂行にあたっては、有識者会議に対して適宜進捗を報告し、事業内容について協議のうえこれを行うこと。本事業の遂行によって得られたデータ等の成果物は、厚生労働省のみならず大規模実証事業に参加する団体・個人によっても閲覧・利用されることについてあらかじめ承諾するとともに、本事業に関連する団体・個人等からデータの提供について必要な許可を得ておくこと。

※「予防・健康づくりの実証事業の基盤構築に関する調査研究」事業のもとに設置され、大規模実証事業を総括する会議体。

6. 応募方法

- (1) 応募できる事業
 - 1 保険者1事業のみの応募とする。
- (2) 提出書類

提出書類は以下のとおり。

ア. 特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業計画書（様式1）

イ. 保険者の概要（様式2）

ウ. 本事業に関わる保険者に係る特定健診等の実績及び課題（様式任意）

エ. 事業計画（様式3）

「⑤事業を実施することにより期待される検証成果」欄は、具体的な評価指標（できるだけ数値で）について記入すること。

オ. 所要見込額内訳書（様式4）

事業が複数年度にわたる場合には、参考として事業全体の経費の支出見込額についても記入すること。

カ. 5.（7）の記載に係る承諾書及び許可書（様式自由）

提出書類は原則としてすべてA4コピー用紙両面刷りによること。

（3）提出先

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室（以下「厚生労働省」という。）に、上記アからカの提出書類を令和4年2月17日必着までに8部提出すること。

※提出期限を超過して届いた応募書類は受け付けないので、提出期限の厳守について特に留意すること。

7. 採択方法

採択にあたっては、厚生労働省に設置する本事業に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）が採択保険者を決定する。

審査に当たっては、書面とヒアリング（web）のいずれか又は両方による審査を行うこととする。審査は令和4年2月24日から令和4年3月4日に予定しているが、ヒアリングに要する経費等については補助対象としないので注意すること。

この他、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び事業実施計画書の提出について通知を行う。

採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

8. 交付申請

採択決定の通知を受理した保険者は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

9. 事業実績報告

国庫補助の対象となった保険者においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に翌年度の4月10日までに厚生労働省に提出すること。

また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがあるほか、事業完了後に事業の詳細な報告を求めることがある。

10. 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

※「予防・健康づくり大規模実証事業計画書在中」を朱書きのうえ、提出すること。

11. 補助金執行の適正性確保について

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- (2) 事業実施に際しては、収入及び支出状況が分かる通帳を適切に管理し、収入及び支出についての証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、事業終了後5年間、実施主体において保存すること。
- (3) その他の関連事項については、別途定める交付要綱や令和4年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱(予防・健康づくり大規模実証事業内特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業分)によるものとする。

12. 本事業にかかる照会先

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

TEL : 03-5253-1111 (内 3179)